

消防車等が消防訓練においてサイレンを吹鳴しますから、消防法第26条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和8年7月13日

京都市消防局長 名畑 徹

行政区	訓練実施場所	吹鳴日時	出動車両
中京区	中京区壬生榑ノ宮町町31番 地 壬生寺	令和8年7月14日 午後3時30分～ 午後4時00分	3台

(消防局警防部警防課)